

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 交 指 発 第 5 4 号
令 和 6 年 3 月 2 8 日

各警察署（隊）長 殿

有 効	令和11年3月31日まで
交通事故事件捜査係	

交 通 部 長

緻密な交通事故事件捜査の推進について（通達）

見出しの件については、「緻密な交通事故事件捜査の推進について（通達）」（令和4年1月14日付け佐本交指発第7号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、悪質な交通事故事件、事故原因の究明が困難な交通事故事件等について、警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官の指揮による組織的かつ重点的な捜査並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行うほか、交通事故事件捜査の基本たる実況見分等に係る教養を強化しているところであるが、下記のとおり運用することとしたので、緻密な交通事故事件捜査の一層の推進に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 特定事故事件等に係る組織的かつ重点的な捜査の推進

(1) 特定事故事件

死亡、重傷事故のうち、

- 救護義務違反に係るもの
- 危険運転致死傷罪の適用が見込まれるもの
- 一方当事者の供述以外に証拠が得られないおそれがあるもの
- 警察職員が一方当事者であるもの

については、交通指導課が実質的に関与し、組織的かつ重点的に捜査を推進すること。

(2) 指導対象事故事件

特定事故事件以外の交通事故事件で、

- 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪の適用が見込まれるもの
- 当事者の言い分が食い違うため、原因の究明が困難なもの
- その他、交通指導課長が交通事故事件捜査統括官の指導等が必要と認めたもの

については、警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）に対する交通指導課の指導を強化すること。

2 交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官の任務等

(1) 交通事故事件捜査統括官

ア 特定事故事件について、警察本部長（その命を受け当該特定事故事件の捜

査の指揮監督に当たる部課長を含む。)又は警察署長若しくは高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。)の指揮監督の下で、その捜査を統括する。

イ 指導対象事故事件について、警察署等を指導する。

(2) 交通事故鑑識官

ア 交通事故鑑識官は、原則として警察庁が実施する交通事故鑑識官養成専科又は交通事故鑑定専科(以下「交通事故鑑識官養成専科等」という。)を修了し、かつ、交通指導課の警部補又は巡査部長の階級にある者を交通指導課長が指定するものとする。

イ 特定事故事件について、交通事故事件捜査統括官の命を受け、実況見分、鑑識活動等について指導(刑事部鑑識課等が鑑識活動を行う場合にあってはこれに対する助言。以下同じ)を行う。

3 特定事故事件及び指導対象事故事件に係る捜査等

(1) 本部への速報

警察署長等は、管轄区域内において、特定事故事件及び指導対象事故事件(以下「特定事故事件等」という。)が発生した場合には、交通指導課長にその旨を速報すること。

(2) 交通事故事件捜査統括官の臨場等

交通事故事件捜査統括官は、警察署長等から特定事故事件が発生した旨の報告が行われたときは、速やかにその現場に臨場し、その現場の状況について把握するとともに、事故原因の解明、過失責任の特定等について、捜査を統括すること。

交通事故鑑識官は、交通事故事件捜査統括官とともに、速やかにその現場に臨場し、正確かつ綿密な実況見分、鑑識活動等が行われるよう現場指導を行うこと。

なお、指導対象事故事件については、必要により現場臨場するとともに、警察署等に対する指導を行うこと。

4 交通事故鑑識官による教養の実施

交通事故鑑識官は、警察署等の交通専務員の捜査技量の向上を図るため、特定事故事件等の実況見分、鑑識活動等を通じ、警察署等の交通専務員に対し、実況見分及び鑑識活動の着眼点等について実戦的な教養を実施すること。

また、交通事故鑑識官は、交通指導課交通事故事件捜査係と連携の上、交通現任総合専科教養等の機会を利用して、交通鑑識等に関する教養を実施すること。